

2021年 10月 11日

子ども・子育て会議（第 58 回） 意見

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
奥山千鶴子

1. 若い世代の結婚・出産の希望をかなえていくために

- ① 出産費用への支援、産後ケア事業、情報提供等、特定の人だけではなく、ポピュレーションアプローチとして支援が確実に届く体制整備
- ② 敷居の低い相談場所や交流の場である地域子育て支援拠点等の多機能化、ワンストップ化の促進

2. 令和4年度厚生労働省予算概要要求（子ども・子育て関係）に関連して

「子育て世帯訪問支援モデル事業（仮称）」が提案されているが、子育てに関する各種ヘルパーに関しては、一度整理し、研修の体系づくりが必要ではないか。そのうえで、約3割近い自治体を実施している、産前産後ヘルパー派遣事業（家事育児支援ヘルパー派遣）には、国庫補助による支援が必要である。

事業	名称	対象家庭	補助の状況
子育て世帯訪問支援事業（新規）	育児支援ヘルパー	ヤングケアラー等、育児に不安を抱える家庭	国庫補助
養育支援訪問事業（地域子ども・子育て支援事業）	育児・家事ヘルパー	養育支援（家事・育児支援）が必要と判断された家庭	国庫補助
ひとり親家庭日常生活支援事業	家庭生活支援員（ヘルパー）	ひとり親家庭（未就学児、小学生）	国庫補助
多胎妊産婦サポーター等事業	多胎妊産婦サポーター	多胎妊婦、多胎家庭	国庫補助
産前産後ヘルパー派遣事業（家事育児支援ヘルパー派遣）	産前産後ヘルパー 家事育児支援ヘルパー	支援が必要な家庭 産前・産後は4～5カ月までが多い	国庫補助なし。

* 利用については、すべて行政側の判断が必要

(参考) 横浜市産前産後ヘルパー派遣事業

派遣対象：(1) 妊娠中で、心身の不調等により子どもの養育に支障があり、かつ、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯。(2) 出産後5カ月(多胎児の場合は出産後1年)未満で、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯。

支援内容：横浜市と契約した産前産後ヘルパー派遣事業者からヘルパーを派遣し、家事及び育児を支援します。

利用時間及び回数等：月曜日から金曜日(年末年始・祝日は除く)の9時から17時まで、1回2時間、1日2回まで。産前・産後各20回以内(多胎児出産の場合は、産後40回以内)。利用者の自宅での利用。利用者の外出に付き添うことは可能。

利用料：1回(2時間以内)あたり、1500円。生活保護世帯、住民税非課税世帯等で利用料減免あり。

3. 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化にむけた検討状況について

分野別WGで、地域子ども・子育て支援事業(13事業)における標準化対象範囲について検討し、「延長保育事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」の二つが候補にあがっているが、その他の事業についても、市町村の独自性は担保しつつ、基本となる部分は標準化していく必要があるのではないか。

4. 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の報告について

社会的養育専門部会から提案されている今後の基本的な議論の方向性における、(1) 妊産婦、子育て世帯につながる機会の拡大、(2) 市区町村等のソーシャルワーク機能の拡充、(3) 子育て世帯の家庭・養育環境への支援については、基本的に賛同する。

・全ての子育て世帯が気軽に相談できる環境については、「かかりつけの相談機関(身近な相談先)」として、いくつかの機関が例示されているが、なるべく利用者が選択できることや、選択し直すことなどができるよう柔軟な対応が必要

・様々な資源による支援メニューが例示されているが、NPO等による地域支援、社会福祉法人等による支援と分けずとも、事業・サービス、機関等で良いのではないか。

・親子関係形成支援事業(仮称) 親に対する学びのプログラムについてもポピュレーションアプローチとして、予防的に実施しているグループワークを取り入れたプログラム等、幅広い支援プログラムを対象としてはどうか。

・一時預かりの受け皿や家事支援のサービスの不足により、子育てする親の負担を軽減できていない、親の関係を築く方法を学ぶ機会の不足感については賛同するものであり、市町村の事業計画に位置付けられているものの、拡充していかない体制を抜本的に見直していくべきであると考えます。